令和８年（フ）第９号
京都府福知山市字天田53番地の３　Ｂ棟503号
破産者　田中吏都子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和６年（フ）第５９２６号
大阪市大正区三軒家西１丁目13番20号
破産者　亀井　睦史
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０８９号
大阪市東淀川区北江口２丁目３番９―405号
破産者　中尾愛優里
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８０８号
大阪市平野区加美北９丁目７―26　ウインディ田中406、開始決定時大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―419号
破産者　松下　直輝
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９１６号
大阪府守口市大久保町５丁目89番１号、前住所大阪府寝屋川市萱島信和町14番１―1008号
破産者　中上　直矢
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７５４号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目５番６号
破産者　寝屋川オートこと　増井　敏之
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１６０号
大阪市西淀川区福町２丁目11番45号　クリエオーレ福町Ⅱ　204号室
破産者　大塚　佳奈
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６３８号
大阪府高槻市津之江町１丁目８番15号　コモ・ラルジュ101号
破産者　今井　俊彦
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２０６号
大阪府寝屋川市楠根北町２番20―705号　M'プラザ楠根弐番館
破産者　中西　　均
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２１９号
大阪府守口市橋波西之町３丁目７番11―102号
破産者　八田　翔平
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２８６号
大阪市東住吉区今川４丁目11番24号
破産者　原田明日香
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３０８号
大阪府東大阪市日下町５丁目２番26号　ナカトミサニーハイツ　306号、開始決定時大阪府東大阪市布市町３丁目９番４号
破産者　竹内　綾夏
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４１２号
大阪市住吉区苅田２丁目４番23号、前住所大阪市住吉区苅田９―16―21　コーシャハイツ512号
破産者　吉本　　仁
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５６３３号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―305号、前住所大阪府東大阪市川田４丁目３番１号
破産者　奥田　浩和
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０７０号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―701号
破産者　延藤　知久
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０８２号
大阪府四條畷市岡山１丁目25番23号　ウェルフラット202
破産者　赤澤　　優
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１０４号
大阪市西成区玉出西２丁目５番20号　シャーナイン玉出　103号
破産者　伊勢　良紀
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部